

4 節 著作権・アーカイブス・考査

著作権

1. 放送と通信の融合に向けて

「3-Screens」を円滑に進めるために権利処理ルールの整備を図ったほか、NHKオンデマンドの権利処理を効率的に行うための取り組みを行った。

(1) インターネットの活用

2011年度の秋から難聴対策のためにラジオ番組をインターネットにより同時配信することになったが、各権利者団体と協議し、実施することについて理解を得ることができた。また、NHKオンラインで番組の一部やワンセグ独自番組などの配信が増え、権利処理の点で円滑に進むよう取り組んだ。

(2) NHKオンデマンド

「見逃し番組」からそのまま「特選ライブラリー」へ移行する「シームレス番組」の権利処理については、番組制作時に特選ライブラリーでの配信も含めて許諾を得ることから、権利処理コストの低減につながる。そのため、今年度は「シームレス番組」の対象をドラマ番組にも拡大した。

(3) 省庁での検討

放送番組の権利処理の円滑化のために、総務省において「放送コンテンツの権利処理一元化の促進に向けた実証実験」が行われた。この実証実験では、実演家団体の権利処理窓口の一元化と不明実演家探索の効果的な手法について、システムを用いた検証が行われ、NHKも参加した。さらに、この実験システムの成果は、日本音楽事業者協会、日本芸能実演家団体協議会、日本音楽制作者連盟が設立した映像コンテンツ権利処理機構が引き継ぎ、10年7月末からNHKオンデマンド「特選ライブラリー」の実演家の権利処理などで、このシステムを用いた申請が始まった。

2. 権利情報の充実のための取り組み

「平成21～23年度NHK経営計画」に掲げた放送番組の多メディア展開（“3-Screens”）など、番組の多様な利活用が進む中、こうした利活用の際に必要となる権利処理を的確かつ円滑に行うためには、番組の中で使用した著作物や実演などに関わるさまざまな権利情報を確実に記録してお

く必要がある。

この点を踏まえ、保存した各番組について権利情報の記録状況を点検・確認するなどの日常的な取り組みを行うとともに、11年度番組から新たな情報システム（ICIS）によって権利情報を記録することとして、具体的な業務フローを検討するなどの準備を進めた。ICISについては、さまざまな電子ファイルを権利情報として取り込む機能を活用することなどにより、できるだけ簡便な手順による記録を可能としつつ権利情報を充実させることを目指して、効果的な運用を図っていく。

3. 番組の不正利用（海賊版）対策

(1) 動画投稿サイトやブログ等への対応

番組から複製した動画や静止画を無断でホームページやブログ等に掲載する事例が増えている。

これらは、NHKや番組関係者の著作権や著作権隣接権を侵害するものである。NHKではプロバイダーなどと連携して不正利用者に削除を求めるなどの対応を行った。

アメリカの動画投稿サイト「ユーチューブ」については、サイトを運営するグーグル社との取り決めによりユーチューブ独自の自動削除ツールを用い、ドラマや音楽番組、アニメ等、ネット利用者が多く視聴する番組を中心に違法動画の効率的な削除を行った。さらに、国内および中国、韓国、欧米等の類似のサイトについても、自動削除ツールを用いた違法動画対策を行ったほか、インターネット上のパトロールや視聴者からの侵害通報などで寄せられた情報を基に、ホームページやブログに掲載された違法な動画や静止画の削除にも取り組んだ。

(2) ファイル共有ソフトを使用した著作権侵害への対応

「Winny」や「Share」などのファイル共有ソフトを使用した著作権侵害に対しては、サーバーを介さず個々のPC間でデータのやり取りが行われるため匿名性が高く、侵害主体の特定を行うことは極めて困難である。NHKは、各都道府県警察の摘発に応じて刑事告訴を行い悪質なユーザーの取り締りに協力した。

(3) 海賊版ネットオークションへの対応

放送番組を無断で複製した海賊版DVDなどをネットオークションに出品するケースは、プロバイダーなどの協力もあり数が減少しつつある。

NHKと民放各社が共同で設立したデジタル放送推進協会（Dpa）内の「放送コンテンツ適正流通推進連絡会」を通し、Dpaが外部団体に委託し

て行う違法出品の削除要請業務等の対応は、10年度も継続した。

(4) インターネットを利用した在外邦人向けの録画・送信サービスへの対応

主に海外に住む日本人を対象に、日本で放送される番組をインターネット経由で録画・視聴させる有料サービスが登場している。こうしたサービスを放置すれば、番組の権利者の利益が損なわれるおそれがあるため、NHKは、民放各局と共同で裁判を提起するなどの対応を行った。

「まねきTV」は、市販の機器を購入させて預かり利用者がインターネットに接続することにより、また、「ロクラク」は自社製の一对のハードディスク・レコーダーの親機を国内で預かり、利用者が海外に持参した子機により、日本のテレビ番組を視聴、録画できるサービスである。NHKと関係民放各社は07年、それぞれに対し、サービスの停止と損害賠償を求めて東京地裁に民事訴訟の本訴を提起したが、いずれも知財高裁で敗訴した。そのため、09年3月、4月にそれぞれ最高裁判所に上告受理の申し立てを行っていたが、11年1月最高裁は、それぞれの訴訟に対して知財高裁への差し戻し判決を下した。

(5) 総務省「コンテンツ不正流通対策連絡会」への対応

動画投稿サイトやファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害が後を絶たず、コンテンツの適正な流通が妨げられていることから、総務省は著作権の保護に配慮したインターネット上でのコンテンツの流通促進を目的とした「コンテンツ不正流通対策連絡会」を開催している。NHKは、権利者団体、通信事業者、動画投稿サイト事業者、民放連等と協力して動画投稿サイトにおけるコンテンツの不正流通の検知・削除依頼等の実証実験に協力した。

4. 国際機関との連携

NHKの放送番組の権利保護や活用に必要な国内外の法制度の整備に向け、外国の著作権制度に関する最新の動向など必要な情報収集のほか、政府や関係機関への働きかけを世界各地の放送連合と連携・協力しながら行っている。

(1) 放送事業者等の権利保護のための条約

世界知的所有権機関（WIPO）では、常設委員会を設置してインターネット時代における不正利用行為から放送事業者の権利を守るための条約の検討作業が進められている。

09年から10年にかけて、WIPOは、インターネッ

ト上での不正流通が放送事業に及ぼす社会的、経済的影響について調査を行い、近年放送事業者を取り巻く環境が急激に変化する中、放送事業者の保護の重要性について科学的な裏付けを行った。

こうした調査結果を基に、WIPOは、北・中南米、アジア、アフリカの各地域で放送事業者の保護に関する地域会合を開き、各地域内の政府担当者間でデジタル化とネットワーク化に対応した放送条約成立に関する課題を共有した。さらに、10年11月の常設委員会では、11年6月の同委員会までに条約成立に向けた論点の整理を行い、成立までのスケジュールを具体的に示すこととなった。

NHKは、アジア太平洋放送連合（ABU）を通して、ヨーロッパ放送連合（EBU）や北米放送事業者連盟（NABA）など各地域の放送連合と連携・協力し、条約に関する実質的な議論と検討作業が効率的に進められるよう、日本政府や関係各国に働きかけを行ったほか、10年7月にインドで行われた地域会合に参加し、放送事業者として条約の必要性を説いた。

(2) アジア太平洋放送連合（ABU）著作権部会

ABU著作権部会は、WIPOの放送条約の早期成立に向けたアジア・太平洋地域の放送事業者の連携体制の構築と、著作権や著作隣接権の保護の重要性と権利執行に関する理解促進活動を行っている。

10年4月、インドネシアのジャカルタで開かれた著作権部会では、WIPOの放送条約の成立に向けて、各国政府への働きかけを積極的に行うことを確認した。域内外の講師らによるセミナーでは、デジタル化とネットワーク化で多様なメディアで配信される放送番組の活用と音楽著作権を巡る課題のほか、モバイル放送の現状と今後の権利確保の展望、スポーツ放送における知的財産の保護について、意見交換を行った。

また、域内で進むデジタル化に対応し、適切な放送コンテンツの保護が図られるための指針として「ABUデジタル放送コンテンツ保護ガイドライン」をABU技術委員会と合同のプロジェクトを結成し、NHKが事務局となって同ガイドラインを策定した。10年10月、ABUに提案し、承認された。

アーカイブス

NHKアーカイブスには3つの目的がある。

①NHKが制作・放送した番組・ニュースなどの

コンテンツを資産として〈保存〉する。

- ②保存したコンテンツを番組公開施設や「NHK オンデマンド」などにより〈公開〉する。
- ③コンテンツを多角的に〈活用〉することにより、アーカイブスの社会還元を進める。

特に③では、教育、学術目的での利用などアーカイブス資産による社会貢献を推進することで、公共放送としての「新たな価値」の創出につなげていくことがライツ・アーカイブスセンターの目標となっている。

1. 保 存

(1) 放送番組保存の基本方針

デジタル時代のコンテンツ施策の一環として、番組・ニュースおよびこれらの素材などを、NHKアーカイブス（埼玉県川口市）を中心に体系的・系統的に保存・管理・活用している。

全国放送番組に関しては、放送総局の「権利と保存に関する委員会」が保存の基本方針を定め、制作部局と協議のうえ、権利確保と具体的な保存内容を決定する。地方のブロック放送および県域放送の番組については、各放送局に設置した「権利と保存に関する委員会」で各局の実情に応じた権利確保と保存を行っている。

また、番組保存に必須の権利情報の充実を図るとともに、テープレース時代に向けてメタデータによる番組の一元管理体制の構築を進めている。

(2) コンテンツ保有数

2010年度末のコンテンツ保有数は、渋谷の放送センターに保管されている分も含め、映像がニュース：170万6,000、番組：62万1,000に及んでいる。（全国計では、ニュース：518万、番組：74万4,000）。また、ニュース原稿が98万9,000本、写真は43万8,000枚、音楽CDは32万5,000件、図書・雑誌・地図は23万1,000冊、楽譜は11万5,000冊を保有している。

(3) 保存番組のデジタル化

昭和30年代から世界を取材し放送してきた『NHK特派員報告』の映像フィルムをハイビジョン仕様のデジタルテープにコピーする保存作業を09年度に続いて実施。学術利用トライアルと連携し、その研究対象のベトナム戦争関連の『NHK特派員報告』約70番組について、優先的に保存作業を行った。地域放送局の保有するコンテンツについても、フィルムやアナログテープなど、2,400本近い旧媒体をデジタルテープ化した。

(4) 次期アーカイブスに向けた検討

NHKは、急速な業務のデジタル化に対応して

いくため、制作・放送、そして保存・展開に至る工程を、すべてファイルベースの仕組みに移行する計画を進めている。これに伴い、ライツ・アーカイブスセンターにおいても、「次世代アーカイブス検討プロジェクト」を設置して技術局や関連部局と連携してファイルベース時代のアーカイブスサービス業務に必要なシステム要件を整理し、システム概要設計書を策定した。

(5) コンテンツ管理の各業務

(コンテンツ管理)

NHK自身が制作・放送した番組、ニュース映像、ニュース原稿、音声コンテンツに加え、写真、音楽CD、図書・雑誌、楽譜などを保存・収集し、放送への活用を基本に体系的な管理・整備を行っている。川口市のNHKアーカイブスと渋谷の放送センターとは二重化されたIPネットワーク回線で結ばれ、ハイビジョン5系統（うち2系統はアップコンバート）、スタンダード3系統の同時伝送で番組制作・ニュース制作への映像提供を行っている。

また、権利確保と保存のルール徹底など、放送の確固たる基盤とするための業務に取り組んでいる。放送番組の各種情報（メタデータ）は、NHK内各部局システムとの連携により生成し、参照用動画や構成表への静止画貼付などの映像作業を加えた後イントラネットを通じ、全国での検索・発注を可能としている。

(ニュースコンテンツ)

NHKのニュース原稿・ニュース映像をデータベース化し、利活用に力を注いでいる。原稿は全国放送の原稿と各地方ブロック放送原稿をデータベース化しており、原稿利用件数は過去最高を記録し続けている。

また、海外総支局のハイビジョンニュース映像素材については、次期アーカイブスのデジタル化を見越してファイルによる受け入れとした。

さらに、次期アーカイブスでのニュース映像・原稿の利便性を向上させるため、ニュース統合データベースのトライアルを実施し、次期アーカイブスの概要設計に仕様を盛り込んだ。

個人や団体などの過去の不名誉・不利益情報が検索できるデータベースの特性を踏まえ、その適正活用のために設けられている人権・プライバシーの保護措置規定について、10年度も見直し・改訂を行うとともに、新たに裁判員のプライバシー保護措置の基準を原稿と映像について設けた。

(音楽・図書)

音楽データベースに民間データを取り入れ、大

幅な経費削減と次期アーカイブス構築のための要員確保を実現した。

また、09年度に引き続き、NHKが所蔵するSP/LPの積極利用を番組制作部に呼びかけ、10月に浜松支局で、2日間延べ22時間に及ぶFM生放送『今日は一日浜松アーカイブス三昧』を放送したほか、クラシックの不滅の名盤を紹介するFM「まろのSP日記」がシリーズ化となった。

図書では、未活用の考証資料に焦点を当て、全資料の精査点検を実施し、不要な物を売却・廃棄し、利用価値の高い考証資料を閲覧できるよう、レイアウトの変更や検索システムの準備を進めた。

また番組制作部門が購入した資料や書籍について、厳密に精査した後、アーカイブスでの保存や売却などの振り分けを引き続き行っている。

2. 公開

(1) 番組公開ライブラリー

NHKが過去に放送してきた番組を、無料で視聴できる設備で、川口市のNHKアーカイブスのほか全国の放送局など58か所の施設で好きな番組をオンデマンドで見ることができる。10年度には設備の老朽更新に合わせて、川口市以外の全国の視聴設備をハイビジョン化した。NHKアーカイブスは11年度中に、一部残っていた標準画質の視聴設備を一掃し、すべてハイビジョン化する予定である。

登録番組は公開のために新たに権利処理を行ったもので、10年度末現在、番組総数7,284本（テレビ：6,698本・ラジオ：586本）を視聴できる。今後も引き続き内容を厳選し、充実を図っていく。登録番組はホームページから検索できる。

(<http://www.nhk.or.jp/archives/>)

10年度における全国の番組公開ライブラリー利用者数は、16万7,494人（累計142万9,098人）となっている。

(2) 保存番組リストの公開

NHKでは、より多くの視聴者が番組や映像の情報を活用することができるための一助となるよう、NHKアーカイブス保存番組検索システムのデータを、07年2月1日からホームページで公開している。これは、NHKアーカイブスが持つ保存番組リストを基に作られたもので、検索システムからは番組タイトル・放送日・放送波・主な出演者・内容紹介（要約）を検索することができる。

(3) NHKオンデマンド（NOD）

NHKオンデマンド（NOD）については「特選

ライブラリー」としてアーカイブス番組の選定を進めており、11年3月末時点で4,084本の番組を配信している。

(4) 放送番組表データベース

NHKが放送した番組の公式記録である「放送番組確定表」をデータベース化したもので、テレビは1951年12月（実験放送期）から現在までのすべてのデータ、ラジオは92年4月以降のデータが検索できる初めてのシステムを構築している。編成局や放送文化研究所などNHK内での業務・研究利用のほか、将来はインターネットを通じて視聴者に公開することも検討している。

3. 活用

(1) アーカイブス番組

10年度、『NHKアーカイブス』は、「大阪万博から40年」「追悼谷啓」「シリーズ・わたしが選ぶ“あの番組”」「ジョンレノンのメッセージ」など、多彩なオーダーにより幅広い視聴者の関心に応えた。また「みんな豊かになりたかった～1960年代の日本」や「三宅島全島避難から10年」など、過去と現在をつなぐ特集番組にも積極的に取り組んだ。『新日本紀行ふたたび』では過去に取材された日本各地の風土とその移り変わりを複眼的な視点で描き、『あの人に会いたい』では、さまざまな分野で活躍した人の含蓄ある言葉を紹介した。

(2) 外部への提供（二次使用）

二次使用のルールに則り、番組や映像素材を関連団体を通じて提供している。番組については映像・音声商品化、出版化、海外販売、キャラクター展開、BS・CSやケーブルテレビへの提供など多様な展開を行っている。また映像素材については、国内および外国の放送局や事業者などに提供を行っている。（「第7章・関連事業 放送番組等の二次展開」⇒p.533）

また、ニュース原稿を日経テレコン21、ジーサーチ、NHKグローバルメディアサービスに提供し、パソコン・携帯電話で利用者が閲覧している。NHKグローバルメディアサービスに提供していた音楽データは独自制作を取りやめたことから、10年度末をもって提供を終了した。

(3) 学術利用

アーカイブス資産を学術研究に利用したいという要望に応え、番組・ニュースを研究者に利用してもらうために「学術利用トライアル研究」を10年3月から試行的にスタートさせた。研究を公募形式で募集、吉見俊哉・東大教授を中心とする実行委員会（9人）が審査を行っている。大学院生

から教授クラスまで幅広く応募があり、第1期は5件、第2期は11件が採択され、川口市のNHKアーカイブスにある専用の研究閲覧室2室での閲覧が実施された。10月には関西在住研究者に対して大阪局にも閲覧場所を新設し、2人が利用した。合わせて大阪局利用の研究「関西トリアル」の公募・審査も行い、新年度に向け5件が決まった。放送資産を社会還元し、さまざまな分野の研究に役立ててもらうことで、公共放送の新たな「価値」の創造につなげていくことを目指している。

(4) NHKティーチャーズ・ライブラリー

「NHKの番組を授業で使いたい」という学校の先生方からの声が数多く寄せられていることを踏まえ、09年度から、全国の小・中・高校に学校教育番組や『NHKスペシャル』など特集番組を含めた放送番組のDVDを無償で貸し出すサービスを始めた。10年度は、環境教育や平和教育、情報教育、生き方に役立つ46番組について著作権処理を行って貸し出しを行ったところ、北海道から沖縄まで251校の学校から申し込みがあった。これは、09年度の2倍半にあたる。利用した教師からは「番組を利用することで効果的な授業ができた」「生徒たちが環境問題を自分たちの問題として捉えるようになった」などの意見が寄せられた。

(5) インターネットによる新規サービス

インターネットによる新たなサービスとして、番組と連動して戦争体験者の証言や貴重な映像、音声資料を集め、立体的に構成した「戦争証言アーカイブス」の本格サイトを10年8月2日、開設した。

また、NHKが保有している自然・風景・CGなどの映像素材を視聴者に無償で提供する「NHKクリエイティブ・ライブラリー」の本格的ウェブサイトも10月に公開を開始した。このサイトでは映像素材（11年3月末で3,898本）の視聴だけでなく、ダウンロードや、簡易編集ソフトによる映像作品の制作も自由に行うことができ、創造性の伸長や映像リテラシー教育などにおける利用を期待している。

4. イベント

(1) NHKアーカイブスでの独自イベント

川口市のNHKアーカイブスでは、「番組公開ライブラリー」の利用促進やCS活動の一環として、年に数回イベントを実施している。

10年度は、昭和を年間テーマに据えた。文章や写真を中心にした従来の展示方法に加えて、最新の携帯端末機器を駆使した映像視聴やクイズなど

新しい演出法を開発し、若い人たちの関心も引くことができた。

また、10年度は川口市以外に渋谷のふれあいホールや福島局でもイベントを開催し、多くの視聴者と触れ合うことができた。

浜松支局に収蔵しているレコード盤を活用するためラジオ番組を積極的に誘致し、前年に引き続き浜松支局で12時間のFM生放送を2日間開催したほか、ラジオ第1の人気生番組『歌の日曜散歩』を川口市から放送した。多くの来場者を楽しんでもらったほか、全国向けにアーカイブスのPRも行うことができた。

(2) コンクール受賞番組制作者のシンポジウム

10年6月に(財)放送番組センターとの共催で「ザ・ベストテレビ ドキュメンタリー シンポジウム」を千代田区で開催した。放送界を代表するコンクールで受賞したNHKと民放の3本のドキュメンタリー番組をダイジェストで上映し、それぞれの番組制作者など5人の登壇者が、企画の発想法や取材対象との距離の取り方など、現場制作者ならではのリアルな議論を交わし、また一般市民やジャーナリスト志望の学生との質疑応答も行われた。NHKと民放の垣根を越えたこの企画は、収録・編集してBS2や教育テレビで放送し、好評を得た。

番組考査

1. 番組考査

組織上、本部に会長直属の考査室、各地域拠点局には、局長直属の考査部（または考査部門）があり、番組考査を担当している。

考査業務は、NHKの放送が、「放送法」「国内番組基準」などに沿っているか、「放送倫理」の面で問題がないか、を中心に考査を行い、リスクマネジメントの観点からも、番組の質の向上を図ることを目的としている。

考査には、放送前に台本・DVDなどで行う「事前考査」と放送視聴で行う「放送考査」とがある。

(1) 事前考査

総合テレビの夜8時台・10時台の番組やドラマ、衛星波では『ハイビジョン特集』などを中心として、制作現場と協議して対象の番組を選定のうえ実施している。用語に誤りが無いか、不適切な表現が含まれていないか、視聴者に分かりやすい内容になっているか、番組本来の情報の信頼性、

人権への配慮や広告・宣伝に関して問題は無い
か、などの視点で考査を行っている。

疑義がある場合には、直ちに制作現場に指摘し、
確認やアドバイスをを行っている。

事前考査は、番組の質の確保と危機管理を放送
前に行うという点で重要であるが、それ以前に、
制作担当者自身の放送倫理意識、現場におけるチ
ェック・検収体制の充実が不可欠である。

(2) 放送考査および考査結果の周知

ニュースについては、正確・迅速か、公平・公
正でわかりやすいか、伝えるべきことを視聴者に
伝えているか、などの視点で考査している。

番組については、『NHKスペシャル』『クロー
ズアップ現代』『ハイビジョン特集』など、時代
や社会の課題と向き合ったものから、生活情報・
文化・福祉、エンターテインメント番組、ラジオ
番組などさまざまな分野・時間帯の番組から対象
を選定し、公共放送としてふさわしい内容か、企
画・演出の完成度は高いか、表現・用語が適切か、
人権への配慮や広告・宣伝に関する配慮が十分に
なされているか、などの視点で考査している。

放送考査の結果は、「考査週報」としてまとめ
ている。「考査週報」は、主要なニュース6項目
程度・番組6本程度を扱い、NHKイントラネッ
ト上に掲載し職員が参照できるようにしている。

これらの考査結果は、原則月1回、放送総局番
組考査会議で放送関係の部局長および関連団体の
代表者に通知し、さらに理事会にも報告している。

(3) 放送考査の具体事例

10年4月から6月は、普天間基地移設問題で迷
走する鳩山政権、社民党の連立離脱、鳩山首相の
辞任、菅新政権の発足と大きな政治の動きが続い
た。一連の報道では随時、解説を入れたり、各方
面の声を紹介したりして分かりやすく公平に伝え
ていた。

6月に発覚した大相撲の野球賭博問題は、処分
の内容や処分を受けた力士や親方の反応を伝え、
角界に野球賭博が広がった背景などについても詳
しく紹介していた。

7月の参院選は『開票速報』の中で当確情報を
迅速かつ正確に伝えた。民主党敗北の中、菅首相
は続投を表明したが、衆参で多数派の異なる“ね
じれ”状態になり、厳しい政権運営を迫られるこ
とをきちんと説明していた。

9月、中国漁船船長逮捕に端を発する尖閣諸島
事件の一連のニュースでは、日中の関係、脆弱な
日本の外交、守秘義務と国民の知る権利などさま
ざまな問題が浮き彫りになったが、これらの報道

ではネット社会の現状を紹介しつつ情報を整理し
多角的に伝えていた。

11年3月11日の巨大地震では、その初動におい
てロボットカメラなどを使いながら冷静、的確に
被害の状況を伝えたこと、原発事故では記者や専
門家の解説を交えながら、いたずらに不安を与え
ることのないような伝え方に努めたことを評価し
た。水道水や野菜の汚染など風評被害を生みやす
い報道では、より丁寧な伝え方の工夫が求められ
ることも指摘した。

番組では、年間を通じて、環境、災害、食料、
医療・介護・福祉、教育などについて考える番組
を放送し、公共放送としての役割を果たしていた。

10年度は日韓条約100年、終戦65年、日米安保
50年の節目の年にあたり、『NHKスペシャル』が
それぞれ「日本と朝鮮半島」「日本人はなぜ戦争
へと向かったのか」「日米安保50年」のシリーズ
を組み放送したが、ほぼ全ての番組について集中
的に考査し、証言や資料を掘り起こし冷静に伝え
ていたと評価した。

このほか、「“無縁社会”」キャンペーン関連番
組、「大相撲の八百長」関連番組などを集中的に
考査した。問題を考えるうえで有効な材料を提供
する番組だった。

そして、東日本大震災については、3週間にわ
たって震災関連番組に絞って11本を考査した。い
ずれの番組も多角的な視点で冷静で分かりやすく
伝え、さらに被災者に対する配慮がなされていた
ことを評価した。

10年度の新番組について『あさいち』『みんな
でニホンGO!』など36本、開発番組については
『人材ハッケン伝』『地球テレビ エル・ムン
ド』など23本を考査し、課題や改善点について制
作現場に対して助言を行った。

2. 放送倫理

ここ数年放送界において、人権への配慮の欠如
やいわゆるメディア・スクラムの問題、不十分な
取材による誤報や不適切な演出など、視聴者の信
頼を損なう事例が相次ぎ、放送に注がれる視聴者
の視線はますます厳しさを増している。

放送の自主自律を守るためには、放送に携わる
者自身が放送倫理に対する理解と認識を日々深め
ながら仕事に向き合うことが不可欠である。

考査室は、公共放送人としての放送倫理を協会
全体に徹底させる部署の1つとして、人権等に關
する問い合わせ対応や情報の連絡などを通じて、
職員の意識の向上に努めている。

(1) レファレンス（問い合わせ）

取材・制作の過程で生じるさまざまな疑問や問題について、放送倫理に反しないよう放送現場をバックアップするのも考査部門の役割である。

放送現場からの人権や差別、登録商標（商品名）の扱いなどに関する相談・問い合わせに対して、指導・助言などの対応を行っている。

(2) 「NHK放送ガイドライン2011」の発行

「NHK新放送ガイドライン2008」を3年ぶりに改訂し、「NHK放送ガイドライン2011」を4月に発行した。取材・制作やNHKからの情報発信におけるインターネット利用の拡大に対応して「ネット社会」の章を新設するなど、放送を取り巻く環境変化に対応して、内容をほぼ全面的に見直した。

(3) 外部団体との連携

「マスコミ倫理懇談会全国協議会」（放送・通信・新聞・雑誌・広告・映画など加盟220社・団体）は、マスメディアみずからが自主自律を強化することで言論の自由を守ることに努めている。同協議会では、月例の研究会や全国大会（09年度は裁判員裁判の取材・報道などについて議論）、「メディアと法」研究会などの活動を行っている。

また、「在京考査実務責任者会議」（NHKおよび在京民放5社で構成）は、放送倫理上の問題、用字用語や視聴者からのクレームの事例などについての情報交換・検討を月1回開催し、互いに番組水準の向上に努めている。

これら外部団体の情報は、局内の連絡会などを通じて放送現場に連絡している。

3. 番組モニター

(1) 番組モニター制度

放送の視聴実態を示す指標としては“視聴率”や電話・メールなどによる反響があるが、視聴者の番組に対する感想・意見・評価を詳細に把握することは難しい。「番組モニター」は、放送に関心の高い視聴者が番組を視聴し、その感想・意見などを「レポート」として報告する制度である。

その内容は、考査室が行う番組考査の参考になるとともに、取材・制作者にとって非常に貴重なものである。10年度は、全国で1,064人の方々にモニターを委嘱した。

09年10月、全国にモニターシステムを導入し、インターネットでの報告に切り替えたことで地域放送番組も含めて制作現場に迅速にモニターの声をフィードバックできるようになった。モニターには、「割当番組」および「選択番組」の中から

一定本数のレポートを報告してもらっている。報告件数は、全国で約14万件に上る。

(2) 番組モニターの活用

レポートは、①番組に対する5段階の総合評価、②「新しい知識や情報」「取材や問題の掘り下げ」「共感・見応え・感動」「人権への配慮」など、12項目の詳細評価とその評価理由、③自由記述からなっている。

評価のデータは、集計して「週刊モニターの声」としてNHKイントラネットに掲載している。

モニター意向の集計・分析資料は、理事会および番組審議会にも報告している。

なお、若年層のモニター確保のため、携帯電話で報告できるシステムを開発し、新たに18歳～29歳までの97人にモニターを委嘱、11年4月から運用開始の予定。

(3) モニターの具体事例

10年3月から3か月間、教育テレビ『福祉ネットワーク』『ハートをつなごう』『きらっといきる』の福祉番組を対象に、臨時モニターを実施した。障害者やその家族、支援者など42人に委嘱。報告件数は779件、平均満足度は78%と高かった。

10年5月からは番組ホームページのモニターを開始し、8月から「番組ホームページのモニター報告」として理事会にも報告している。

年間を通しては、『連続テレビ小説』『ゲゲゲの女房』、『NHKスペシャル』の「シリーズ 日米安保50年」「シリーズ 日本人はなぜ戦争へと向かったのか」などの番組には、極めて高い評価が寄せられた。また、3月11日に発生した東日本大震災報道について、1か月間に1,800件を超える報告が寄せられ、平均満足度は73%で高い評価となった。

以上のように、考査部門は、放送現場とは一線を画し、放送に関するさまざまな問題についての見解や視聴者の意向を放送現場に伝えることで、放送の質の向上を図っている。